

令和4年6月2日提出

令和4年6月市議会定例会議案

(議案第32号から議案第49号まで)

木更津市

令和4年6月市議会定例会議案目録

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第32号	木更津市副市長の選任について	総務部	1
議案第33号	専決処分の承認を求めることについて	財務部	別冊
議案第34号	令和4年度木更津市一般会計補正予算(第1号)	財務部	別冊
議案第35号	令和4年度木更津市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)	経済部	別冊
議案第36号	木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任について	総務部	2
議案第37号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	3
議案第38号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	4
議案第39号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	5
議案第40号	木更津市税条例等の一部を改正する条例の制定について	財務部	6
議案第41号	木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市民部	12
議案第42号	木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市民部	13
議案第43号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	15
議案第44号	きみさらず聖苑の指定管理者の指定について	環境部	17
議案第45号	製造請負契約の締結について	消防本部	18

議案第46号	市道路線の認定について	都市整備部	19
議案第47号	君津市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する協議について	環境部	21
議案第48号	富津市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する協議について	環境部	24
議案第49号	袖ヶ浦市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する協議について	環境部	27

議案第32号

木更津市副市長の選任について

木更津市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	田 中 幸 子	□□□□□□□□□□

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市副市長田中幸子氏の任期満了に伴い、同氏を再度選任しようとするものである。

議案第36号

木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任について

木更津市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	齊 藤 英 一	□□□□□□□□□□

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市固定資産評価審査委員会委員加藤誠氏の任期満了に伴い、新たに齊藤英一氏を選任しようとするものである。

議案第37号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	藤 森 けい子	□□□□□□□□□□

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員藤森けい子氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、同氏を再度委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第38号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	佐久間 克 美	□□□□□□□□□□

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員佐久間克美氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、同氏を再度委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第39号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	安 藤 順 子	□□□□□□□□□□

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員について、委員候補者の推薦依頼があったので、安藤順子氏を新たに委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第40号

木更津市税条例等の一部を改正する条例の制定について

木更津市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市税条例等の一部を改正する条例

(木更津市税条例の一部改正)

第1条 木更津市税条例(昭和36年木更津市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己

と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第5条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第8条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第2

4項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第8条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第14条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第15条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第16条の4第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第16条の4の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第16条の4の2第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第16条の8中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第16条の9を削る。

附則第22条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

(木更津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 木更津市税条例等の一部を改正する条例(令和3年木更津市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち木更津市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族()の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第3項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第3条の3第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中木更津市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の3の2第1項、第15条の2第3項及び第16条の8の改正規定並びに同条例附則第16条の9を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定
令和5年1月1日

(2) 第1条中木更津市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の8第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第14条の3第2項、第16条の4第4項並びに第16条の4の2第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（木更津市税条例等の一部を改正する条例（令和3年木更津市条例第23号）附則第2条第3項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定
令和6年1月1日

(3) 第1条中木更津市税条例第18条の4第1項、第73条の2第1項及び第73条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定
令和6年4月1日
（納税証明書に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の木更津市税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の木更津市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出

する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例第73条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第41号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険税条例（昭和50年木更津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の木更津市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第42号

木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年木更津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の表木更津市市民活動支援センターの項中「中央一丁目1番6号」を「中央一丁目4番9号」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

第12条第1項第3号中「第10条第2項各号」を「第9条第2項各号」に改め、同条を第11条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

第16条第3号中「第12条」を「第11条」に改め、同条第4号中「第14条第2項各号」を「第13条第2項各号」に改め、同条第5号中「第14条第3項」を「第13条第3項」に改め、同条を第15条とし、第17条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

第23条第1号中「第21条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第22条とし、第24条を第23条とする。

第25条第1項中「第16条」を「第15条」に改め、同条を第24条とし、第26条を第25条とする。

第27条中「第14条第2項」を「第13条第2項」に、「第16条」を「第15条」に改め、同条を第26条とし、第28条を第27条とし、第29条を第28条とする。

別表を次のように改める。

別表（第16条第3項）

施設等の区分	単位	利用料金
第1会議室	1時間当たり	370円

第2会議室	1時間当たり	210円
メールボックス	1年当たり	1,000円

備考

- 1 市外のものが会議室を使用する場合の利用料金は、施設等の区分に応じて本表に規定する利用料金にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 メールボックスの利用料金は、4月1日から翌年の3月31日までの利用料金とし、この期間の途中から、又は途中までの使用も同額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による利用料金の決定の手続きその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 新条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

木更津市市民活動支援センターの移転に伴い、位置及び利用料金を変更するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第43号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年木更津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第57条中「交付し」を「交付しなければならない。」に、「通知し」を「通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（以下この項において「新条例」という。）第57条の規定により読み替えて適用する新条例第56条第2項の規定は、この条例の施行の日以降に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援について適用し、同日前に行われた特定子ども・子育て支援については、なお従前の例による。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第25号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第44号

きみさらず聖苑の指定管理者の指定について
指定管理者を次のように指定する。

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

きみさらず聖苑

木更津市大久保843番地1

2 指定管理者となる団体

木更津市潮見三丁目13番2号

かずさまごころサービス株式会社

代表取締役 白川 裕康

3 指定の期間

令和4年12月1日から令和20年3月31日まで

提案理由

きみさらず聖苑の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第45号

製造請負契約の締結について

市は、次のとおり製造請負契約を締結する。

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 工事等名 救助工作車整備事業
- 2 工事等場所 木更津市潮見二丁目1番地 木更津市消防本部
- 3 工事等概要 車両概要 シングルワイドキャブオーバー型、5.5トン車級増トン、MT車、4WD
乗車定員 5人
エンジン型式 ディーゼルターボエンジン
最高出力 177kw(240ps)
ぎ装 ウインチ付き、クレーン付き
- 4 契約金額 189,992,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 5 契約の相手方 東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号
櫻護謨株式会社
取締役社長 中村 浩士
- 6 契約の方法 指名競争入札

提案理由

救助工作車整備事業の製造請負契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年木更津市条例第9号)第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第46号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、木更津市道路線を次のとおり認定する。

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

整理 番号	路 線 名	起 点
		終 点
1	市 道 2509 号 線	中里字宝467番5地先
		中里字宝469番9地先
2	市 道 2510 号 線	万石字作田440番4地先
		万石字作田440番6地先
3	市 道 2511 号 線	高柳字宮ノ前4823番7地先
		高柳字宮ノ前4823番10地先
4	市 道 2512 号 線	江川字山王84番4地先
		江川字山王84番1地先
5	市 道 7999 号 線	請西字望地谷874番14地先
		請西字望地谷874番12地先
6	市 道 6656 号 線	清見台南四丁目12番32地先
		清見台南四丁目12番126地先
7	市 道 6657 号 線	清見台南四丁目12番43地先
		清見台南四丁目12番52地先
8	市 道 6658 号 線	清見台南四丁目12番62地先
		清見台南四丁目12番68地先
9	市 道 6659 号 線	清見台南四丁目12番78地先
		清見台南四丁目12番84地先
10	市 道 6660 号 線	清見台南四丁目12番94地先
		清見台南四丁目12番100地先

1 1	市 道 6 6 6 1 号 線	清見台南四丁目 1 2 番 1 1 0 地先
		清見台南四丁目 1 2 番 1 1 6 地先
1 2	市 道 6 6 6 2 号 線	清見台南四丁目 1 2 番 1 3 3 地先
		清見台南四丁目 1 2 番 1 4 5 地先
1 3	市 道 6 6 6 3 号 線	清見台南四丁目 1 5 番 2 4 地先
		清見台南四丁目 1 5 番 2 1 地先
1 4	市 道 6 6 6 4 号 線	清見台南四丁目 1 5 番 1 7 地先
		清見台南四丁目 1 5 番 1 7 地先
1 5	市 道 6 6 6 5 号 線	清見台南四丁目 1 2 番 1 0 地先
		清見台南四丁目 1 2 番 2 5 地先
1 6	市 道 2 5 1 3 号 線	長須賀字浜 7 1 1 番 4 地先
		長須賀字浜 7 1 1 番 7 地先

提案理由

開発行為により築造された道路を市道に認定するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第47号

君津市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する協議について
君津市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、君津市と協議する。

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

君津市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する規約

（趣旨）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定により、木更津市火葬場における君津市の火葬場に関する事務を木更津市に委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第2条 君津市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を木更津市に委託する。

- (1) 火葬に関する事務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する事務
- (3) その他火葬場の運営に関する事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、木更津市の条例及び規則（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、君津市の負担とする。

- 2 君津市の負担すべき経費については、木更津市長が君津市長と協議して定めた額を、君津市は、毎年度、木更津市に納付するものとする。
- 3 前項に規定する協議を行うに当たっては、木更津市長は、委託事務に要する経費に関する書類を作成し、あらかじめ君津市長に送付するものとする。
- 4 その他特別な経費が生じる場合は、その負担額等について、木更津市長が君津市長と協議して別に定めるものとする。

(予算の計上)

第5条 木更津市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を木更津市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料その他の収入は、全て木更津市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第7条 木更津市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは速やかに当該決算の委託事務に関する部分を君津市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 木更津市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて君津市長と連絡会議を開くものとする。ただし、君津市長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改廃の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される木更津市の条例等を改廃しようとする場合においては、あらかじめ君津市長と協議しなければならない。

2 木更津市長は、委託事務の管理及び執行について適用される木更津市の条例等を改廃したときは、直ちに当該条例等を君津市長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、君津市長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、君津市長と木更津市長との協議により定める。

附 則

1 この規約は、令和4年12月1日から施行する。

2 君津市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する木更津市の条例等が君津市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、木更津市長がこれを決算する。この場合において、決算に

伴って生ずる剰余金は、速やかに君津市に還付しなければならない。

提案理由

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市が共同して整備するきみさらず聖苑の供用開始に伴い、火葬場に関する事務の委託に関する規約を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、君津市と協議をするに当たり、同条第3項で準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第48号

富津市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する協議について
富津市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、富津市と協議する。

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

富津市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する規約

（趣旨）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定により、木更津市火葬場における富津市の火葬場に関する事務を木更津市に委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第2条 富津市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を木更津市に委託する。

- (1) 火葬に関する事務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する事務
- (3) その他火葬場の運営に関する事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、木更津市の条例及び規則（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、富津市の負担とする。

- 2 富津市の負担すべき経費については、木更津市長が富津市長と協議して定めた額を、富津市は、毎年度、木更津市に納付するものとする。
- 3 前項に規定する協議を行うに当たっては、木更津市長は、委託事務に要する経費に関する書類を作成し、あらかじめ富津市長に送付するものとする。
- 4 その他特別な経費が生じる場合は、その負担額等について、木更津市長が富津市長と協議して別に定めるものとする。

(予算の計上)

第5条 木更津市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を木更津市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料その他の収入は、全て木更津市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第7条 木更津市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは速やかに当該決算の委託事務に関する部分を富津市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 木更津市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて富津市長と連絡会議を開くものとする。ただし、富津市長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改廃の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される木更津市の条例等を改廃しようとする場合においては、あらかじめ富津市長と協議しなければならない。

2 木更津市長は、委託事務の管理及び執行について適用される木更津市の条例等を改廃したときは、直ちに当該条例等を富津市長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、富津市長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、富津市長と木更津市長との協議により定める。

附 則

1 この規約は、令和4年12月1日から施行する。

2 富津市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する木更津市の条例等が富津市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、木更津市長がこれを決算する。この場合において、決算に

伴って生ずる剰余金は、速やかに富津市に還付しなければならない。

提案理由

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市が共同して整備するきみさらず聖苑の供用開始に伴い、火葬場に関する事務の委託に関する規約を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、富津市と協議をするに当たり、同条第3項で準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第49号

袖ヶ浦市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する協議について
袖ヶ浦市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する規約を次のとおり制定
することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定によ
り、袖ヶ浦市と協議する。

令和4年6月2日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

袖ヶ浦市と木更津市との間における火葬場に関する事務の委託に関する規約

（趣旨）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条
の14第1項の規定により、木更津市火葬場における袖ヶ浦市の火葬場に関する事務を木更津
市に委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第2条 袖ヶ浦市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を木更津市
に委託する。

- (1) 火葬に関する事務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する事務
- (3) その他火葬場の運営に関する事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、木更津市の条例及び規則（以下「条例等」という。）
の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、袖ヶ浦市の負担とする。

- 2 袖ヶ浦市の負担すべき経費については、木更津市長が袖ヶ浦市長と協議して定めた額を、袖
ヶ浦市は、毎年度、木更津市に納付するものとする。
- 3 前項に規定する協議を行うに当たっては、木更津市長は、委託事務に要する経費に関する書
類を作成し、あらかじめ袖ヶ浦市長に送付するものとする。
- 4 その他特別な経費が生じる場合は、その負担額等について、木更津市長が袖ヶ浦市長と協議
して別に定めるものとする。

(予算の計上)

第5条 木更津市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を木更津市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料その他の収入は、全て木更津市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第7条 木更津市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは速やかに当該決算の委託事務に関する部分を袖ヶ浦市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 木更津市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて袖ヶ浦市長と連絡会議を開くものとする。ただし、袖ヶ浦市長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改廃の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される木更津市の条例等を改廃しようとする場合においては、あらかじめ袖ヶ浦市長と協議しなければならない。

2 木更津市長は、委託事務の管理及び執行について適用される木更津市の条例等を改廃したときは、直ちに当該条例等を袖ヶ浦市長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、袖ヶ浦市長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、袖ヶ浦市長と木更津市長との協議により定める。

附 則

1 この規約は、令和4年12月1日から施行する。

2 袖ヶ浦市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する木更津市の条例等が袖ヶ浦市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、木更津市長がこれを決算する。この場合において、決算に

伴って生ずる剰余金は、速やかに袖ヶ浦市に還付しなければならない。

提案理由

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市が共同して整備するきみさらず聖苑の供用開始に伴い、火葬場に関する事務の委託に関する規約を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、袖ヶ浦市と協議をするに当たり、同条第3項で準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。